

建築工事における週休2日制工事実施要領

(目的)

第1条 本実施要領は、建築工事における週休2日の取組において労務費の補正等を行うために必要な事項を定め、もって週休2日を実施することを目的とする。

(対象工事)

第2条 愛知県建築局の発注工事を対象とし、第9条(2)については建設工事成績評定要領第2条に規定する成績評定の対象工事のうち建築局の発注工事を対象とする。なお、建設局又は都市・交通局の発注する工事で、本要領を適用する場合は、当該工事を対象とする。ただし、次のいずれかに該当する工事は除く。

- (1) 緊急の実施が必要となる工事
- (2) 対象期間が著しく短い工事

(用語の定義)

第3条 この要領において用いる用語は次のとおりとする。

(1) 週休2日

① 完全週休2日（土日）

対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2日以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定することができる。

② 月単位の週休2日

対象期間の全ての月において4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

③ 通期の週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間のほか、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3) 工事着手日

現場に継続的に常駐した最初の日をいう。

(4) 工事完成日

工事目的物が完成した日をいう。

(5) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検を除き、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場が閉所された状態をいう。

(6) 現場休憩

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場作業が無い状態をいう。

(達成基準)

第4条 週休 2 日の達成基準は次のとおりとする。

(1) 完全週休 2 日（土日）

対象期間内の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの 7 日間とする。以下同じ。）ごとに現場閉所（現場休憩）日数が 2 日以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が 7 日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休憩）を行っていれば、達成しているとみなす。

(2) 月単位の週休 2 日

対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休憩）日数の割合（以下「現場閉所（現場休憩）率」という。）が 28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の対象期間となる土曜日・日曜日の日数の割合が 28.5%に満たない月においては、当該月の対象期間となる土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休憩）を行っていれば、達成しているとみなす。

(3) 通期の週休 2 日

対象期間内の現場閉所（現場休憩）率が、28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達していることをもって判断する。

なお、現場閉所日（現場休憩日）を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を変更できるものとする。完全週休 2 日（土日）に取り組む場合は、同一の週内において変更するものとする。

また、降雨、積雪等による予定外の閉所日や、猛暑による作業不能日についても、現場閉所（現場休憩）日数に含めるものとする。

(発注方式)

第5条 次のいずれかによる方式を基本とする。なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

(1) 完全週休2日（土日）Ⅰ型

受注者が工事着手前に「完全週休2日（土日）」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式（月単位の週休2日及び通期の週休2日は必須）

(2) 完全週休2日（土日）Ⅱ型

受注者が工事着手前に「完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式（通期の週休2日は必須）

（積算方法等）

第6条 積算方法等は次のとおりとする。

(1) 補正方法

週休2日制工事において、次の①又は②の現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）及び現場管理費（原則として、現場管理費率相当額）を補正する。

① 完全週休2日（土日）適用工事 労務費 1. 0 2

現場管理費 1. 0 1

② 月単位の週休2日適用工事 労務費 1. 0 2

(2) 積算及び変更方法

① 完全週休2日（土日）Ⅰ型

- ・「月単位の週休2日」の達成を前提に、(1)②により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。
- ・工事着手前に受注者が「完全週休2日（土日）」の取組を希望する場合については、直近の変更契約時に合わせる等により、補正係数を(1)①に変更するものとする。
- ・現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、「完全週休2日（土日）」が未達成で、月単位の週休2日を達成している場合（請負代金額の増額変更を行った場合に限る）は補正係数を(1)②に変更し、「月単位の週休2日」が未達成の場合は、補正係数を除し請負代金額のうち補正分を減額変更する。
- ・契約変更においては、愛知県公共工事請負契約約款第25条の規定に基づき行うものとする。

② 完全週休2日（土日）Ⅱ型

- ・通期の4週8休以上を前提に、工事費を積算して予定価格を作成する。
- ・工事着手前に受注者が「完全週休2日（土日）」の取組を希望する場合については、補正係数を(1)①に変更し、「月単位の週休2日」の取組を希望す

る場合については、補正係数を(1)②に変更するものとし、補正係数の変更については、直近の契約変更時に合わせる等により行うものとする。

- ・現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、「完全週休2日（土日）」が未達成で、月単位の週休2日を達成している場合（請負代金額の増額変更を行った場合に限る）は、補正係数を(1)②に変更し、「月単位の週休2日」が未達成の場合（請負代金額の増額変更を行った場合に限る）は、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。
- ・契約変更においては、愛知県公共工事請負契約約款第25条の規定に基づき行うものとする。

（対象工事である旨等の明示）

第7条 対象工事である旨等の明示は次のとおりとする。

- (1) 現場説明書等への記載により行うものとする。
- (2) (1)の記載は、別記の記載例を参考にするものとする。

（現場閉所（現場休息）の確認方法等）

第8条 現場閉所（現場休息）の確認方法等は次のとおりとする。

(1) 現場閉所（現場休息）の確認方法

① 工事着手前

- ・監督員は、完全週休2日（土日）、月単位の週休2日又は通期の週休2日に取り組む旨を記載した総合施工計画書及び現場閉所（現場休息）の予定日を記載した工程表を受注者より受領し、受注者が取り組む週休2日が確保されていることを確認する。
- ・対象期間の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- ・分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで工程表を作成する。

② 工事着手後

- ・監督員は、工程計画の見直し（軽微なものについては除く）が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した工程表を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、分離発注工事の場合、工程表の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
- ・監督員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された工程表により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。
- ・受注者は、監督員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため最終

的な現場閉所（現場休息）率が確認できるものを監督員に提出する。

③ その他留意事項

- ・ 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成により事務負担が増大しないように留意し、既存の書類の活用に努める。
- ・ 監督員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示は行わないように配慮する。
- ・ 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- ・ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要が生じた場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。
- ・ 監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行う事ができないときは、労働安全衛生法の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、工程表を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

(2) 週休2日制工事の見える化

施設管理者の承諾を前提に週休2日制工事である旨を仮囲い等に明示する。

（適正工期の設定等）

第9条 適正工期の設定等は次のとおりとする。

(1) 適正な工期の確保

「公共建築工事における工期設定の基本的考え方※」等に基づき、全体の工期に遅延が生じないように、設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保するなど適正な工期を設定する。

特に新営工事については、（一社）日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。

(2) 工事成績評定

完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日が達成された場合、建設工事成績評定要領より「創意工夫 安全衛生関係 その他」（建設局又は都市・交通局の発注する工事については、「6. 社会性等 I. 地域への貢献度」）において評価する。また、提出された工程表が月単位の週休2日又は通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定表の「7. 法令順守等 9. その他」の項目において、2点減ずる。

(3) 取組証の発行

完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日が達成された場合は、監督員は、工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して週休2日制工事取組証（様式1）を発行するものとする。ただし、最終契約金額が1千万円未満の工事については、取組証は発行しない。

（4）元請下請の取引の適正化

週休2日制工事の実施にあたり、監督員は、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じないように受注者に指導する。

（5）モニタリングの実施

週休2日制工事を実施する場合、監督員はモニタリングを実施し、週休2日確保の阻害となる要因の把握や対応策を受注者と協議する。

モニタリングの一環として、監督員から受注者へ、アンケート調査等の依頼があった場合は、受注者はこれに協力しなければならない。

通期の週休2日及び月単位の週休2日が達成できなかった場合は、未達成の要因及び改善策を工事完成検査日までに監督員に報告する。なお、受注者の責によらず達成できなかった場合はこの限りではない。

※「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」中央官庁営繕担当課長連絡調整会議 全国営繕主管課長会議（最新版を適用する）

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年2月14日から施行する。ただし、令和7年3月31日以前に契約をする工事は、令和6年4月1日施行の要領を適用する。なお、発注説明書等に別途要領の適用について指定がある場合は、この限りでない。

この要領は、令和8年2月1日から施行する。ただし、令和8年3月31日以前に契約をする工事は、令和7年2月14日施行の要領を適用する。なお、発注説明書等に別途要領の適用について指定がある場合は、この限りでない。

(様式1)

年 月 日

週休2日制工事取組証

名称

代表者名 (契約の相手方) 様

工 事 名	
本 工 事 の 業 種	
最 終 契 約 金 額 ^{※1}	金 円
引 渡 し 年 月 日 ^{※2}	
週 休 2 日 の 形 式 ^{※3}	完全週休2日 (土日)
	月単位の週休2日

※1 最終契約金額1千万未満の工事は発行対象外

※2 完成検査合格通知書に記載の引渡し年月日を記載

※3 該当する形式に「○」を記載

愛知県建築局 課長

（別記）現場説明書等における記載例

【完全週休2日（土日）I型の場合】

1. 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して、完全週休2日（土日）について取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日制工事（完全週休2日（土日）I型）である。なお、月単位の週休2日及び通期の週休2日については、受注者は協議にかかわらず取り組むものとする。詳細については、「建築工事における週休2日制工事実施要領」（令和8年2月1日施行）を参照すること。
2. 月単位の週休2日（全ての月で現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数1.02による労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）の補正をして予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。
なお、工事着手前に受注者が完全週休2日（土日）の取組を希望する場合については、補正係数1.02による労務費の補正及び補正係数1.01による現場管理費（原則として、現場管理費率相当額）の補正に変更し、請負代金額のうち補正分を増額変更する。現場閉所（現場休息）の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成の場合（請負代金額の増額変更を行った場合に限る）で、月単位の週休2日を達成している場合は、現場管理費の補正係数を除し、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除し、愛知県公共工事請負契約約款第25条の規定に基づき、請負代金額のうち補正分を減額変更する。

【完全週休2日（土日）II型の場合】

1. 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日制工事（完全週休2日（土日）II型）である。なお、通期の週休2日については、受注者は協議にかかわらず取り組むものとする。詳細については、「建築工事における週休2日制工事実施要領」（令和8年2月1日施行）を参照すること。
2. 工事着手前に受注者が完全週休2日（土日）の取組を希望する場合については、補正係数1.02による労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）の補正及び補正係数1.01による現場管理費（原則として、現場管理費率相当額）の補正をし、請負代金額のうち補正分を増額変更する。受注者が月単位の週休2日の取組を希望する場合については、補正係数1.02による労務費の補正をし、請負代金額のうち補正分を増額変更する。現場閉所（現場休息）の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成の場合（請負代金額の増額変更を行った場合に限る）で、月単位の週休2日を達成している場合は、現場管理費の補正係数を除し、月単位の週休2日が未達成の場合（請負代金額の増額変更を行った場合に限る）は、補正係数を除し、愛知県公共工事請負契約約款第25条の規定に基づき、請負代金額のうち補正分を減額変更する。